

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第15号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年佐賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第2条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定により佐賀県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>	<p>（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第2条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により佐賀県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。